

労働安全衛生法59条に基づく

新入者安全衛生教育のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のことと存じます。

さて、労働安全衛生法第59条第1項により、事業者は労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対して安全又は衛生のための教育を行わなければならないと定められています。

新入者が知らなければならない基本事項（心構え、安全衛生のルール、作業服装、保護具の着用、整理・整頓・清掃・清潔、事故・災害、危険予知等）並びに関係法令について学んでいただくための、新入者安全衛生教育を下記内容で開催いたします。

つきましては、新入者自身が安全衛生確保に努め無事故・無災害が図れ、健康で明るい社会人生活を過ごせるために、是非とも受講されることをお勧めいたします。

記

1. と き 第一回 令和5年4月6日（木）9：00～17：10

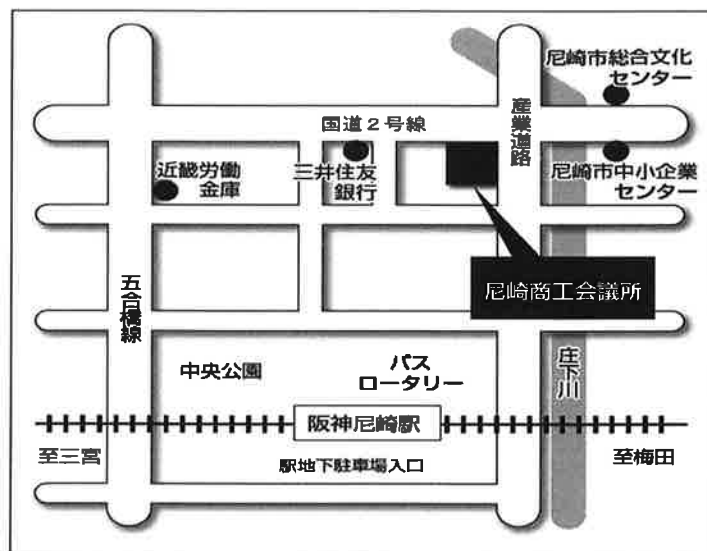
第二回 令和5年4月7日（金）9：00～17：10

※いずれか1日をお選び下さい。

但し、申込み状況によりご希望に沿いかねる場合がありますのでご了承下さい。

2. と こ ろ 尼崎商工会議所 7階 701会議室

（尼崎市昭和通3-96 06-6411-8881）



3. 受 講 料 7,568 円／名（受講料：6,600 円、テキスト代：968 円）

4. 定 員 各 80 名（申込先着順）

5. 申 込 方 法 尼崎労働基準協会ホームページ HOME の「WEB 予約」から申し込み可能。

6. そ の 他 ①教育終了後修了証を授与いたします。

②自動車・単車・自転車での来場は禁止いたします。

③持参品：受講票、筆記用具

④昼食は各自でご準備下さい。

新 入 者 安 全 衛 生 教 育 カ リ キ ュ ラ ム

日 程	時 間	科 目	講 師 (敬称略)
第一回 4月 6日(木) 第二回 4月 7日(金)	9:00～9:10	開講の挨拶	尼崎労働基準協会
	9:10～10:30	労働衛生について (健康とは、職業性疾病他)	豊田労働コンサルタント事務所 代表 豊田 隆 俊
	10:30～10:40	休 憩	
	10:40～12:10	労働衛生について (健康とは、職業性疾病他)	
	12:10～13:00	昼 休 憩	
	13:00～14:30	安全について (ルール、服装、4S他)	元三菱電機㈱ 平野 通 利
	14:30～14:40	休 憩	
	14:40～16:00	安全について (ルール、服装、4S他)	
	16:00～16:10	休 憩	
	16:10～17:00	危険予知訓練 (危険を予知するとは)	中央労働災害防止協会 公認 KYT インストラクター 小 田 喜 章
17:00～17:10	閉会の挨拶、修了証授与	尼崎労働基準協会	

お問合せ先： 尼崎労働基準協会 尼崎市昭和通 3-96 TEL06-6411-8881